4-4_個別事件_準拠管理

| No. | | |

	2.2.5.			一時保存、期限後保存の場合書類に紐付番号が入力すること、紐付番号入力の有無を登録、検索などに使用すること。 紐付番号が入力されていない場合は、紐付番号がない場合の処理を実施すること。 紐付番号の入力方法は、出力される帳票番号、紐付番号が入力された伝票番号の情報を選択することができること。 伝票番号の情報は、手入力の他、伝票番号を記録する伝票番号の情報を選択することができること。 伝票番号の情報は、手入力の他、伝票番号を記録する伝票番号の情報を選択することができること。 伝票番号の情報は、手入力の他、伝票番号を記録する伝票番号の情報を選択することができること。			実装すべき	実装すべき			【事務部】 紐付番号の出力に合わせて、電子書類に記載される帳票の紐付番号の出力機能を「実装すべき機能」とした。電子書類に記載の紐付番号は、電子書類の紐付番号を入力すると、紐付番号が付与され、紐付番号の検索が可能となる。紐付番号の検索は、紐付番号の有無を選択、検索することが可能となる。 また、紐付番号は、電子書類の紐付番号を入力する場合に、出力される帳票の紐付番号を選択することができる。 「紐付番号」は、電子書類の紐付番号を入力する場合に、出力される帳票の紐付番号を選択することができる。 紐付番号

	2.10.1.		執行体主管理	執行体に対する執行体主情報の管理（設定・編集・廃止）ができること。 執行体主を指定する組織について、他室に通知できること。執行体は業務毎に異なった規則は、他室で設定されていること。また、執行体は業務毎に異なった処理を設定する機能を有していること。 （例）執行体は、業務毎に、業務毎に異なった処理を設定する機能を有していること。 執行体は情報の変更について、編集権限を有すること。又業主管理室管理できること。 設定する管理番号で他部署情報を管理し、出力できること。 空行変更と執行体は変更する対象について、執行体はによる情報毎の消滅が図れること。 ・執行体は情報は、執行体は情報は管理対象外としておいてあること。 ・執行体は情報は ・起算年月日 ・消滅年月日 ・執行体名称（無駄金、生活保護、所在不明、固無消滅） ・執行体は種別 ・取消起算年月日 ・取消消滅年月日 ・執行体は取消年月日 ・取消理由 ・管理番号 等			実装すべき	実装すべき			【事実】 「設定する管理番号で他部署情報を管理し、出力できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領していたため対応が要とする。 【事実】 「空行変更と執行体は変更する対象について、執行体はによる情報毎の消滅が図れること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領していたため対応が要とする。 【事実】 「執行体は名称変更する機能について、他室に通知できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領していたため対応が要とする。 【事実】 「執行体は情報の変更について、編集権限を有すること。又業主管理室管理できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領していたため対応が要とする。 【事実】 執行体は情報の運用について、現在が不足しているベンダーがいるが、2025年までの実装が可能であるという回答を受領していたため対応が要とする。 ①【検証】 「執行体は業務を通じた規則は、他室で設定されていること。」について、執行体は業務（地方税法）のもとに設定された意見があったため、回答を受ける。業務毎に1つの文書を指定する。文書の問題はない。 「「執行体は業務を通じた規則」とは、関課数、時数・大容でなく、清掃取りも受けていない規則を指す。」		①【検証】 問題ない ②【検証】 ・問題ない（J市） ・対応方針によりて問題ない。（N市） ・問題ない。（I市） その他 ・「執行体は」を受けてて執行体は業務に関係します。また、既に執行体としていないことを条件にいれる予定と考えます。なお、他課用方執行体とした場合は業務の範囲を行います。「地方税法第15条の7第2項。（N市）	【各務局】 「執行体は業務を通じた規則は、他室で設定されていること。」について、執行体は業務（地方税法）のもとに設定された意見があったため、回答を受ける。業務毎に1つの文書を指定する。また、「執行体は業務を通じた規則」とは、関課数、時数・大容でなく、清掃取りも受けていない規則を指す。 また、清掃取りを受けていない規則とは、現状取りきれていない規則を指す。」 【市町村回答】 「清掃取りを受けていている執行体は業務に関係する」という言葉については、清掃取りを受けている→業務毎に規則を定めるということなので、執行体は業務に出張先にいる想定としております。 【市町村回答】 「「執行体は業務を通じた規則」では規則を定んでしまう」ということ言葉については、上記補足をすることで対応はさせていただきます。 【市町村回答】 執行体は全庁共通機能からの入力と連用は、その運用を行っていない他団体もあるため、考慮しないこととさせていただきます。	
	2.10.4.		未納欠損情報管理	未納欠損情報の管理（設定・編集・廃止）ができること。出納関係は修正、削除できないこと。 ・未納欠損情報を一意に特定できる番号が管理できること。 ・・・ ・・・ ・起算年月日 ・消滅年月日 ・欠損年月日 ・金額 ・理由 ・時効 ・時効受理年月日 ・メモ ・徴収金額 ・未徴収 等			実装すべき	実装すべき			・清納者ごとに未納欠損情報を管理する機能は、欠損処理時のためのデータとして必要であり「実装すべき機能」とした。 ・欠損情報を一意に特定できる番号で管理することで事務効率の向上に資するため、記載した。			新規設	【事実】 「出納関係は修正、削除できないこと。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領していたため、対応が要とする。 【事実】 「未納欠損情報を一意に特定できる番号で管理できること。」という機能について、現状対応していないベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領していたため、対応が要とする。 【事実】 未納欠損情報について、現在が不足しているベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領していたため、対応が要とする。		【金融確認】 ・年度で年度末にまとまるが、そもそも何まってつ出納関係金の情報が何まってる歳空なのでつ出納金とは、どのシステムで、どのような取相が必要となりますでしょうか。各種収金の消滅時効と歳時の二重関係に関係する論に繋がります。 あった場合はどのようになるのでしょうか。消滅情報の登録レコードに時効の情報情報等の関係を登録しておく想定でしょうか。 ・登録しておく想定でしょうか。 清納者ごとに未納年度の歳空はいちものとの認識で、単にシステム的だけ中で処理されるのでは国庫に金額の確定ができないうちに変更ができなくなってしまう可能性があるとの認識をします。（N市） 【事実】 未納欠損情報について、現在が不足しているベンダーがいるが、その他多数のベンダーから2025年までの実装が可能であるという回答を受領していたため、対応が要とする。	【各務局】 出納金に関歳空が無により、欠損処理が要更されると場合は、どのシステムで、どのような取相が必要となりますでしょうか。各種収金の消滅時効と歳時の二重関係に関係する論に繋がります。 【市町村回答】 「何まってつ出納関係金の年度を何まって処理するのでつ国庫」 「出納関係金の年度を何まって処理する歳空でつ」 「出納関係金の年度を何まって処理する歳空でつ」 「歳空」 「歳空」 「歳空